各省交渉

◆国土交通省（10／27）
国交省内会議室で交渉がおこなわれ、住環境整備室と話し合いをもった。
国交省にたいして、今後の同和行政・人権行政にかかわる基本姿勢や同和向け公営・改良住宅の実態把握を含めた住宅政策、災害対策の充実等、部落問題解決に向けた省のとりくみ方向を明らかにするよう求めた。
住宅政策に関して実践的な事例をもとにした意見交換会の場をあらためてもちたいと要求し、省として検討するとの回答を得た。
後日、12月に意見交換を中心にした第2回交渉がおこなわれる。

◆農林水産省（10／27）
武藤誠・経営体育支援室課長補佐をはじめ15人の参加、部落解放同盟より各都府県連から20人の参加のもと、事業要望について協議された。
農林漁業運動部を代表して池田清郎・農林漁業運動部長から「環太平洋連携協定（TPP）の加盟で食肉・畜産産業業界はどういうようなみとおしになるのか。また、各県から個別の要求がだされているのでそれについて話し合いをすすめていきたい」とあいさつした。
武藤誠・農林水産省経営支援室課長補佐から「全国からだされた個別の要望についてまとめて回答させていただく」とあいさつがあった。つぎに、各県連の個別要求で、和歌山県連から、串本の採貝者への漁業権や採貝の法流問題、果樹や野菜の所得保障、原材料の高騰による農業対策、農機具の更新ついて回答された。しかし、満足した回答が得られず、今回の内容について後日、農林水産省と再度交渉する。

◆文部科学省（10／27）
人権教育推進にかかわって「人権教育の指導方法などの在り方について、第3次とりまとめ」の自治体・学校への周知・徹底と個別人権課題―差別の現実にむきあう重要性を示すよう強く要請した。教職員の人権意識が低下してる実態を訴え、人権問題の必須化と校長はじめ管理職の部落問題認識の徹底を求めた。

◆厚生労働省（労働対策）（10／27）
昨年の就職差別につながる事象は一三〇六件。労働局と情報を共有していると回答したが、大学でのエントリーシートなど違反の調査は難しく、大学とハローワークなどと連けいして違反事象を確認し、校正採用にむけとりくむよう要求した。また、隣保館との連けいではハローワークは地域の実情に応じて連絡会議などに参加し、日常的な連けい、相談業務などの情報提供を要求した。

たがいに意見できる場を
全高・全青総括会議

第48回全高・第60回全青総括会議を11月15日、大阪HRCビル会議室でひらかれ、松井資喜・青年部長、担当事務局2人が参加した。
はじめに、安田茂樹・中央青年運動部長から「今日は、青年対策部と教育文化運動部との合同総括会議ということで、議論を交わし討議してほしい」とあいさつされた。つづいて、中央青年運動部、各府県連から総括があり、和歌山からは「青年の実態を報告。全高・全青の記念講演では、開催地で発生した差別事件について講演したらどうか。また、高校生が発言しやすいように高校生と青年をわけて分科会を設定してほしい。分科会会場がわかりにくかったと報告した。また、分科会の時間をのばしてほしい、高校生から貴重な意見があったなど、ざまざまな意見がだされた。
最後に、高橋定・中央青年運動副部長から「できるだけ参加できるように考えていきたい」と閉会のあいさつがあった。

合同総括会議を説明する安田茂樹・中央執行委員

主張
「部落差別解消法」の充実にむけて、全力でとりくもう

12月9日、参議院本会議で『部落差別の解消の推進に関する法律』が臨時国会で賛成多数で可決・成立した。6月の通常国会で継続審議となり、本臨時国会で衆・参両院の法務委員会で審議がつくされ本会議で採択された。
私たちは、これまで「部落解放基本法」「人権擁護法」「人権侵害救済法」と国に対して法制定を要求してきた。しかしながらいずれの法案も衆議院解散によって廃案になってきた。そういう面からみれば、今回部落差別に特化した法案が成立したことは、私たちの部落解放運動にとって極めて意義深いものといえる。
しかしながら、今回の『部落差別解消法』には部落差別は現存する社会悪であるとともに、その解決は国および地方公共団体の責務であるとしながら、差別の禁止や差別からの救済等の対策はうたわれていない。『理念法』の性格が強い。参議院法務委員会の中継を視ているとさまざまな意見がだされていた。12月6日に開かれた参考人招致では各団体からの説明がなされた。部落解放同盟中央本部からは西島藤彦・書記長が出席され各法務委員の質問に的確に答えられていた。和歌山県連としても昨年11月に「人権フォーラム東京集会」を開催してきたが、その後、各都府県連が精力的に東京で集会を開催してきた。この「部落差別解消法」を成立させるために、組坂繁之・中央本執行委員長、西島・中央書記長をはじめ中央本部役員の皆さん、全国の仲間たちに『ご苦労様でした』といいたい。
そして、つぎなる闘いを準備していかなければならないと考えている。
この「解消法」が制定されたことにたいして、和歌山県をはじめ全市町村に要請行動を展開していくことが重要である。これまでの和歌山県との交渉では、①「法」に基づく事業実施の対象地域の指定については「法」の失効にかかわらず歴史的・社会的に差別を受けてきた、いわゆる「同和地区」は存在する。②「同和行政」は、部落問題を解決するための行政。今日においても、部落の現状や差別事件の続発状況等をみると「同和地区」にたいする差別が存在している。こうしたことから、なお引き続き「同和行政」は必要。③部落問題の解決は行政の責務であり、市町村のかかえる財政的な課題も含め、和歌山県が責任をもって積極的にとりくむ、という3点の基本姿勢についての確認をおこなっている。このことをさらに推進させていくため、具体性・実効性のある、人権の法制度実現にむけたさらなる運動の展開を全同盟員とともに確認していかなければならない。

水平社発祥の地で第50回全研

第50回全国研究集会が10月18日～20日、全国水平社発祥の地、奈良でひらかれた。行政関係からは和歌山県、田辺市役所、橋本市役所、新宮市役所が参加し、同企連からの参加を含め105人が参加した。オープニングは、西光万吉の絵画にもある雅楽「蘭陵王」の舞を天理大学雅楽部・おやさと雅楽会から披露され華やかに開会した。
主催者を代表し組坂繁之・中央執行委員長は、新なる地名総鑑を根絶するためにも「部落差別解消推進法」を今国会で勝ち取らなければならない。格差社会が拡大するなか、このような研究集会で各地でのとりくみを検証し、多くの課題と向き合いこの奈良の地で議論を深めてほしいとあいさつした。地元報告を伊藤満・県連書記長がおこなった。戦後の奈良における解放運動や「両側から超える」解放運動として部落差別の現状、社会の動きからこれからの奈良の解放運動の方向性が語られた。記念講演は「永続敗戦論から展望する これからの日本」と題して白井聡・京都精華大学人文学部総合人文学科教員がおこなった。
2日目は、7つの分科会と2コースのフィールドワークがおこなわれ、それぞれ参加した。
最終日、金時鐘（キム・シジョン）さんによる講演では、教員としての体験を交えながら人権の大切さ、差別撤廃の必要性を熱っぽく語った。次に寺澤亮一・（一財）奈良人権部落解放研究所理事長より「未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時」―「地対協」意見具申から20年と題した講演があった。
次の第51回全国研究集会は、2017年11月8日～10日大阪市、大阪府立国際会議場で開催予定。

蘭陵王の雅楽ではじまった全国研究集会

文化の窓

「障害を持つ息子へ ～息子よ。そのままで、いい。～」

著者：神戸金史
出版社：ブックマン社、ISBN：978-4-89308-871-0

「障害者なんていなくなればいい」と相模原殺傷事件をおこした犯人は言った。被害者の名前を公表することを拒んだ家族。いったい、そこになにがあるのか。想像を絶する障害者への差別が、名前の公表を拒んだのはあきらかだ。障害者を拒否する社会に、障害者という枠組みすらとり払い、ひとりの人間として、息子として、それが当然であるということを社会に警鐘をならす一冊。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301

支局からのお知らせ

お気軽にお電話を！

和歌山支局では、各支部でのとりくみを積極的に紹介していきたいと思います。支部活動や子ども会活動など、支局までお知らせいただければ、取材に走ります。もちろん、投稿記事も大歓迎！　写真を添えて支局までお送り下さい。

（発送先）〒640－8314
和歌山市神前405－3
部落解放同盟県連合会内
解放新聞和歌山支局宛